

農地中間管理事業評価委員会の評価結果とその対応

平成 29 年 4 月 19 日実施

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構

1 平成 28 年度事業実績について

【評価結果】

農地中間管理事業における機構の借入面積は、平成 26 年度、27 年度の 2 か年で 212ha、平成 28 年度は 34.4ha と低調な実績となっており、また、平成 28 年度の新規集積面積は 16.4ha にとどまった。26 年度から 3 年間の累計でも新規集積面積は 93.4ha と、目標の 6,960ha の 1.3% である。事業のスタート当初から指摘された通り、目標自体が天文学的な数値だったと言わざるを得ない。

中山間地域が 7 割を占め、水田作ではなく、急傾斜地での柑橘栽培が主体である愛媛県の地理的・品目的特質から勘案して、同事業を活用した農地の面的集積を進めることは非常に難しいと考えるが、農林水産省がこの数字をどう評価するかが心配である。予算を削減されるなどの不利益が生じるなら、愛媛県独自の事情を説明して納得してもらう必要がある。

【対応】

平成 28 年度は協力金の見直しの提示が遅れ、空白期間が半年に渡ったことから、22 の集落営農法人が予定していた事業実施を見送り、事業実績は大きく減少することになった。

平成 29 年度は、新たな協力金の仕組みを踏まえ、新規集積が見込める集落営農法人を中心に事業を働きかけていきたい。なお、目標面積は、愛媛県が平坦な水田地帯であるとの前提で算出されたものと考えており、実態に基づいたものでないことは国に申し上げている。

2 機構の推進体制について

【評価結果】

それぞれの地域で、市町、農協、農業委員会等の協力により、農地中間管理事業の推進体制を構築することが課題となっているが、「地域農業振興の司令塔」である農協が事業成否の鍵を握っており、農協を核とした農地利用集積の推進体制を強化することが望まれる。

なお、農林水産省の調査によると、愛媛県においては、相続未登記（未登記の恐れのある農地を含む）の農地面積が 22,000ha 余りあり、今後、農地の面的集積を行うにあたり問題になるケースが増えてくる。相続未登記農地については、知事の権限で集積することが可能であるものの、農協の組合員感情もあることから、今後、具体的な進め方について検討する必要がある。

【対 応】

事業の推進体制は、地域によって市町又は農協が核となり普及組織や農業委員会が協力する姿になっており、この体制が定着し機能を発揮するには一定の期間が必要と考えている。なお、機構では、担い手が希望する農地において法定相続人の過半が確認できない場合は、知事裁定も視野に入れて関係者と協議する予定である。

3 事業の在り方について

【評価結果】

今回の事業の目玉は「機構集積協力金」だったと理解している。耕作しない地権者が農地を担い手農家に貸しやすくするために、当初は高額な協力金があったのに、平成28年度からはかなり減額され、使える協力金の額にも上限が設けられてしまった。最大のインセンティブだった協力金が魅力を失った現状では、事業の推進に大きな足かせがはめられたのと同じである。

その協力金も、年度末にならないといくらになるか分からないとなれば、貸し手にとって単に「複雑で手間のかかる割にメリットがない」事業としか映らない。固定資産税が半額になると言っても、大きな動機付けにはなるまい。他県の実況にもよるが、制度の抜本的な見直しが必要ではないか。

【対 応】

当初、平成30年度までの逡減額まで明示していた協力金の仕組みが突然改正されて、その上協力金枠に上限も設定されたため、全国的に事業の推進に影響が出ている。今回の急ブレーキによって、事業に対する現場の信頼感は著しく損なわれた。

今後は、協力金に依存することなく、担い手の育成確保と優良農地の集積に取り組みたい。

4 担い手の育成について

【評価結果】

目標通りに農地利用集積が進まない最大の要因は担い手不足である。このため、機構では事業の推進方策として担い手の確保を掲げている。これまでは集落営農組織の設立を第一の取組み課題としてきたが、集落営農組織のみに頼るのは限界があると考えられる。例えば、県外からIターン等の新規参入就農者を積極的に誘致するなど、多様な担い手を育成・確保することが必要である。また、「人・農地プラン」が活用されていない地域も多く、プランの実効性について再度見直しをすることも求められる。

ただ、正直言って「機構がそこまでやらなければならないのか」という疑問を抱く。せっかく農地を確保しても耕作者がいなければ意味がないのは分かる。

「急がば回れ」なのかもしれない。ただ、課題が大きくなりすぎて、対処できるのだろうかと不安を覚える。

なお、評価委員会で示された平成 37 年の基幹的農業従事者数の推計値はショッキングだった。わずか 8 年後にここまで減少し、高齢化することを深刻に受け止めなければならない。文字通り「県を挙げて」対策を講じる必要がある。

【対応】

本県のような山間地域では、農地を預けたい農家は多いが、それを受ける担い手は極めて少ない。そうした中で、水田農業では集落営農組織の法人化、果樹農業では次の世代を担う新規就農者や後継者の確保が何より重要と考えている。

県は、産地を束ねる農協が新規就農者確保の取組みを実施するよう「えひめ次世代ファーマーサポート事業」を創設した。機構としては、こうした県の取組みを追い風にして、11 関係機関・団体からなる「農地中間管理事業推進会議」を核に担い手を確保する取組みを強力に進めてまいりたい。

5 果樹版の農地集積モデルの構築について

【評価結果】

永年性作物であり急傾斜地が多い果樹作において、農地の利用集積を推進することは困難であるが、機構がえひめ中央農協や越智今治農協と果樹等の担い手育成と農地中間管理事業の活用に関する協定を結ぶなど、他県に先駆けて先進的な取組みを行っていることは評価できる。

とりわけ、松山市の島しょ部で、中心経営体が松山市やえひめ中央農協と連携して、機構活用による柑橘園地の集積に取り組み始めているのは明るい兆しと言える。これらを足掛かりとして、果樹版の農地集積モデルを構築し、県内外に広くアピールすることが望まれる。

【対応】

先行するえひめ中央農協や越智今治農協との連携協定に続いて、他の意欲ある農協に働きかけて連携していきたいと考えている。